

当行でお取扱する主な商品のご注意事項について

■投資信託のご購入に際してのご注意

- * 投資信託は預金ではありません。また、京葉銀行が元本を保証するものではありません。
- * 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、京葉銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- * 投資信託の運用による損益はお客様に帰属します。
- * 投資信託は価格が変動する有価証券等に投資するため、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。また、分配金は増減したり、支払われないことがあります。
- * 有価証券投資に伴う主なリスクには、金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、不動産価格変動リスクなどがあります。
- * 投資信託に関する費用等は次の通りとなります。
 - <申込手数料>お申込金額に対し、最高3.15%（税込み）
 - <信託報酬>純資産総額に対し、最高年率1.995%（税込み）
 - <信託財産留保額>基準価額に対し、最高0.5%その他監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託事務の諸費用等が信託財産の中から差し引かれます。なお、当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。上記手数料等の合計額については、お客様が投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- * 投資信託の換金には日数がかかります。さらに、投資信託によっては、換金日に制限があるものがあります。
- * 京葉銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- * 投資信託は金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- * 本資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。投資信託のお申し込みに際しては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください、商品の内容およびリスクの所在を十分にご確認のうえ、お客様自身のご判断をお願いします。
- * 最新の投資信託説明書（交付目論見書）は京葉銀行の本支店の資産運用窓口にてご用意しています。

■外貨預金のお取引に際してのご注意

- * 外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初お預け入れ時の払込円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- * 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（注1）がかかります。

円貨でのお預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定の「外貨預金預入相場」、「外貨預金払出相場」をそれぞれ適用します。

したがって、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料（注2）がかかるため、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初お預け入れ時の払込円貨額を下回る（円

貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

<為替手数料／1通貨単位あたり>

通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル	英ポンド	カナダドル
(注1)為替手数料(片道)	50 銭	75 銭	1 円 25 銭	2 円	80 銭
(注2)為替手数料(往復)	1 円	1 円 50 銭	2 円 50 銭	4 円	1 円 60 銭

- * 外貨現金など外貨でのお預け入れおよびお引き出しの際は、原則、手数料がかかります。例えば、外貨現金でのお預け入れおよびお引き出しの際は、1米ドルあたり2円、その他の通貨では最大で1通貨単位あたり8円（ただし、通貨種類により、お引き出しの際は1取引最低1,500円）。
その他の方法によるお取引については、お預け入れ・お引き出し方法やお取引時点の為替相場により異なるため、手数料等の金額及びその合計額、それらの上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。
くわしくは、店頭またはホームページの商品説明書をご覧ください。
なお、お取り扱いは、原則、お申し込み日の翌営業日以降となります。
- * 外貨預金は預金保険の対象ではありません。
- * 外貨預金のお申し込みは際しては、「契約締結前交付書面兼外貨預金等書面」を十分にお読みいただき、外貨預金のしくみやリスク、手数料などの商品内容をご理解のうえ、お客様ご自身の判断でお願いいたします。

■公共債のご購入に際してのご注意

- * 公共債は預金ではありません。また、京葉銀行が元本を保証するものではありません。
- * 公共債は預金保険の対象ではありません。また、京葉銀行でご購入いただいた公共債は投資者保護基金の対象ではありません。
- * 公共債は発行体である日本国政府・地方公共団体等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- * 公共債（個人向け国債を除く）の価格は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動しますので、償還日より前に換金する場合にはお受取金額が投資元本を下回ることがあります。
- * 京葉銀行で公共債の中途換金のお申し込みは、利払日・償還日を起算日として11営業日前から5営業日前までの期間はできません。
- * 「個人向け国債 変動10年」は発行から1年間、「個人向け国債 固定5年」は発行から2年間、原則として中途換金はできません。
- * 個人向け国債を中途換金する際、下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8
固定5年：4回分の各利子（税引前）相当額×0.8
- * 公共債の中途換金の代金は、申込日を起算日として4営業日目に指定口座にご入金します。
- * 公共債のお申し込みの際には、「契約締結前交付書面」を十分にお読みいただき、商品の内容およびリスクの所在をご確認のうえ、お客様ご自身の判断でお願いします。

■個人年金保険のお申し込みの際のご注意

- * 京葉銀行は生命保険募集代理店です。ご契約は保険会社との間で成立します。
- * 京葉銀行は契約締結の媒介を行いますので、お客様のお申し込みに対して引受保険会社が承諾した時に契約は成立します。
- * 個人年金保険は預金ではありませんまた、京葉銀行が元本を保証するものではありません。
- * 個人年金保険は預金保険の対象ではありませんが、生命保険会社が加入する生命保険契約者保護機構による保護の対象です。万が一、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が行われますが、ご契約の際にお約束した年金額等が削除され、その結果、年金額等が払込保険料を下回ることがあります。
- * 個人年金保険の種類、運用状況、経過年数等によっては、株価変動、金利変動、為替変動、信用等のリスクにより、年金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回ることがあります。
- * 外貨建個人年金保険では、円貨を外貨に交換して保険料を払い込みになる場合、または保険会社から外貨建で支払われた年金額、解約返戻金等を円貨に交換する場合、交換時の為替相場により円貨額が変動します。また、為替相場に変動がない場合でも保険料の払い込み時および年金の受け取り時に適用される為替相場の差により、受け取る円貨額が保険料払込時の円貨額を下回ることがあります。
- * 個人年金保険の種類によっては、ご契約時の契約初期費用の他、ご契約後も毎年、保険関係費用・運用関係費用・年金管理費用等がかかる場合があります。また、ご契約から一定の期間に解約された場合、解約控除費用がかかる場合があります。当該費用については、商品によって異なりますので、具体的な金額計算方法は示すことができません。詳細は「商品パンフレット」、「契約情報・注意喚起情報」等をご確認ください。
- * 保険業法上の規制により、お客様のお勤め先によっては京葉銀行で個人年金保険をお申し込みいただけません。
- * 個人年金保険をお申し込みが京葉銀行におけるお取引（預金・融資等）に影響を与えることはありません。
- * 個人年金保険のお申し込みの際には、必ず「商品パンフレット」、「契約情報・注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」等をご覧いただき、商品の内容およびリスクの所在を十分にご確認のうえ、お客様自身のご判断でお願いします。

=====

商号等：株式会社京葉銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第56号

加入協会：日本証券業協会